

# 和木町下水道施設維持管理業務仕様書

## 目 次

- 第1章 総則
- 第2章 業務実施体制
- 第3章 緊急時・事故対応
- 第4章 損害賠償・不可抗力
- 第5章 設備・貸与品の管理
- 第6章 服務規律・管理事項
- 第7章 監督・受託会社要件
- 第8章 雑則

適用施設：山口県玖珂郡和木町和木（和木ポンプ場）

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本仕様書は、委託者が管理する汚水処理施設（以下「本施設」という。）の運転・監視業務（以下「本業務」という。）に適用し、施設の適正かつ効率的な維持管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（委託業務の履行）

受託者は、契約書および本仕様書に基づき、委託者と協議のうえ誠実に本業務を履行し、本施設の機能が十分に発揮されるよう円滑に運用しなければならない。

### 第3条（委託業務の場所）

本業務の実施場所は、山口県玖珂郡和木町和木5丁目地内とし、施設名称は和木ポンプ場とする。

### 第4条（履行期間）

委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 第5条（本業務の内容）

本業務の内容は、次のとおりとする。

1. 警報監視対応業務
2. 運転操作業務（自動運転監視、必要な範囲の手動操作、再起動、警報復旧）
3. 常駐管理業務（出退勤管理、来訪者・工事対応、設備台帳作成、日誌作成等）

## 第2章 業務実施体制

第6条（業務実施体制：日勤・夜勤常駐・1名体制）

- 1 本施設は、年間指定日 73 日の日勤および年間指定日 73 日の夜勤において常駐体制をとり、受託者は常時 1 名を施設に配置し、監視・運転を行うものとする。

日勤：7：00～17:00

夜勤：17:00～7：00

- 2 交代勤務表（週間・月間）を編成し、委託者に提出・更新すること。欠員時は速やかに代務者を手配し、無理な連続勤務を避ける。
- 3 勤務交代時は対面により引継ぎを行い、運転状況、異常の有無、残課題、委託者指示等を確実に共有する。
- 4 常駐中は運転盤監視、巡視、清掃、簡易点検、記録、来訪者対応を行い、施設の安全管理を徹底する。
- 5 緊急事態発生時は、直ちに初動対応を行い、第 14 条および第 14 条の 2 に従って処置する。

#### 第 6 条の 2（常駐管理：勤務・入退場・保安）

- 1 出退勤および在庁記録を常駐日誌に記載し、夜間も含め記録を残す。
- 2 施設の施錠・警備、外周フェンス・門扉・窓の確認、不審事案の報告を行う。
- 3 来訪者（委託者、保守会社、工事業者、検査関係者等）の受付・立会い・鍵管理・安全指示を行う。

#### 第 6 条の 3（単独勤務における安全確保）

- 1 単独勤務時において、入坑作業（ピット、マンホール）、高所作業、感電のおそれのある盤内作業、回転体開放作業等の危険作業を行ってはならない。
- 2 やむを得ず緊急に必要な場合は、委託者の許可を得たうえで二名体制又は遠隔見守り（定期呼出し）を確保し、酸素・硫化水素測定、送気、監視人配置、ロックアウト・タグアウト（LOTO）等の安全措置を講じる。
- 3 単独勤務時の入坑は原則禁止とし、緊急時に限り委託者の許可を得ること。

#### 第 6 条の 4（運転操作の範囲および禁止行為）

- 1 受託者が本契約において行う運転操作は、次の範囲に限る。
  - (1) 自動／手動の切替操作、起動・停止、再起動
  - (2) 警報の確認・復旧操作
  - (3) 非常時における手順書に基づく手動運転、バイパス・仕切弁等の操作（委託者の指示又は承認に従う）
- 2 次の行為を禁止する。
  - (1) 盤内配線・継電器・設定の無断変更・改造
  - (2) ポンプ・弁類等の分解整備、部品交換（委託範囲外）
  - (3) 制御設定（水位、タイマ、保護継電器等）の変更（第 17 条の 2 の許可がある場合を除く）

#### 第 6 条の 5（入退場管理および来訪者対応）

- 1 来訪者は受付簿に氏名、所属、入退場時刻、用務を記載し、必要に応じて身分証を確認する。
- 2 鍵の貸与・回収は第 19 条の定めに従い、無断複製・第三者への転貸を禁止する。
- 3 施設内での作業にあたっては、安全区画、保護具、立入区分を遵守させ、異常・事故が発生した場合は直ちに対応・報告させる。

#### 第6条の6（安全優先の一時中止・停止）

- 1 受託者は、人身安全又は設備保全上重大な危険が切迫していると合理的に判断する場合、最小限必要な範囲で作業の一時中止又は設備の一時停止を行うことができる。この場合、速やかに委託者へ報告し、指示を受ける。
- 2 本条は第6条の3（単独勤務時における安全確保）を優先するものとし、やむを得ない初動・停止判断に限り適用する。
- 3 前項により生じたやむを得ない遅延又は追加費用の取扱いは、第26条の2の定めによる。

#### 第7条（法令等の遵守）

受託者は、本業務の履行にあたり、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

#### 第8条（業務責任者の選任）

- 1 受託者は、本業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、氏名・年齢・経歴を記載した選任届を履行開始前までに委託者へ提出しなければならない。
- 2 業務責任者は、契約書・本仕様書および現場内容を熟知し、委託者と連絡を緊密に取り、委託業務を適正かつ円滑に遂行するものとする。

#### 第9条（業務責任者等の要件）

- 1 受託者は、業務の履行にあたり、下水道施設の運転管理及び維持管理に関する技術を有する者を配置しなければならない。
- 2 業務責任者は、国内の下水道事業体において施設の運転管理に1年以上の実務経験を有する者であること。
- 3 受託者は、下水道法第22条第2項に規定する政令（下水道法施行令第15条の3）に定める資格を有する者を配置すること。当該資格には、次のいずれかが含まれるものとする。
  - (1) 日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める 第三種技術検定 合格者
  - (2) 下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者

#### 第10条（書類の提出）

受託者は、次に掲げる書類を期限内に提出しなければならない。

##### 履行開始前

1. 着手届
- 2 業務責任者選任届
3. 業務責任者が下水道法第22条第2項に規定する政令（下水道法施行令第15条の3）に定める資格を有する者であることが証明できる書類
4. 第27条（損害保険）の損害保険証券又は写し
5. 下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けていることが確認できる書類

##### 毎月

1. 設備運転報告書（翌月10日まで）
2. 常駐日誌（月次とりまとめ、翌月10日まで）
3. 勤務割（交代勤務表：月次提出・変更時随時）

#### 第 11 条（書類の整備）

- 1 受託者は、委託者の定める報告書および業務経過上必要な書類等を常に整備し、業務内容を明らかにしておかなければならない。
- 2 受託者は、委託者から書類の提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。
- 3 常駐日誌には、出退勤、天候、運転状況、警報、操作、巡視結果、来訪者、苦情、清掃等を記載する。

#### 第 11 条の 2（情報セキュリティ・撮影等の制限）

- 1 施設内での写真・動画撮影、図面・データの持出しは委託者の許可を要する。
- 2 USB メモリ等の外部媒体の持込み、施設ネットワークへの無断接続を禁止する。
- 3 運転データの複写・転送は許可された媒体・方法に限る。
- 4 委託者は、受託者の営業秘密、ノウハウ、セキュリティ情報を本業務の履行に必要な範囲でのみ使用し、第三者へ提供しないものとする。
- 5 委託者による監査・立入は本業務に関連する範囲に限り、事前通知のうえ実施する。監査に伴い受託者の秘密情報に接する場合は本条の水準で保護する。

#### 第 12 条（配置従事者の労務管理）

受託者は、配置従事者の労務管理の一切の責任を負う。本業務の公共的使命の重大性及び特殊性に鑑み、適切な労務管理を行わなければならない。

#### 第 13 条（労働安全衛生の管理）

受託者は、配置従事者に対し安全衛生の指導及び向上に努め、事故防止に万全を期すること。安全衛生上の問題が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者へ連絡しなければならない。

### 第 3 章 緊急時・事故対応

#### 第 14 条（緊急時の対応）

受託者は、本業務の履行に際し、本施設の異常、故障、事故、又は公衆の安全に重大な支障を及ぼすおそれがある事象を認知した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに委託者へ報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第 14 条の 2（災害時（大雨・停電等）対応）

- 1 受託者は、気象庁等が発表する大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害警報、線状降水帯予測、台風情報等を常時把握し、災害発生のおそれがある場合は、委託者と協議のうえ、事前の待機体制および重点巡回体制を整備しなければならない。
- 2 受託者は、災害時における対応として、次の事項を定め、平常時から準備しておくものとする。
  - (1) 連絡体制（一次・二次連絡先、委託者・関係機関との連絡手段の確保）
  - (2) 出動体制（巡回要員、待機要員、現地到着時間の基準）
  - (3) 停電時運転、ポンプ手動操作、越水防止、緊急放流（バイパス）の手順書（マニュアル）の整備

- 3 大雨・出水期にあたり、降雨予測等により施設への流入増加が見込まれる場合、受託者は、事前巡回を行い、次の項目を確認するものとする。
  - (1) ポンプ・スクリーン・吸込部の閉塞状況
  - (2) 流入異物（ゴミ・油・漂流物等）の滞留状況
  - (3) ポンプの自動・手動切替の動作確認
  - (4) 制御盤内の異常表示・警報履歴の確認
  - (5) 敷地内の排水路、雨水桝等の排水状況
- 4 停電が発生した場合、受託者は次のとおり対応する。
  - (1) 自家発電設備の自動起動状況を確認し、負荷投入、運転状態、燃料残量、警報の有無等を確認する。
  - (2) 自動切替（ATS）が作動しない場合は、安全を確認した上で手動で切替操作を行う。
  - (3) 発電機運転中は、燃料残量の監視、冷却・排気の確認、異常音・振動の確認を行い、長時間運転となる場合は定期的に巡視する。
  - (4) 受電復旧後は、盤への電源切替、段階的負荷投入、突入電流対策を講じ、安全に復電確認を行う。
- 5 遠方監視が無い施設であるため、警報の自動通報が行われないことを踏まえ、次の体制を確保する。
  - (1) 大雨・台風等の災害時には、巡回頻度を増強し、重点監視体制をとる。
  - (2) 夜間・早朝においても、流入増加が見込まれる場合は、必要に応じて臨時巡回を行う。
  - (3) 異常が疑われる場合は、必ず現場に赴いて確認する。
- 6 越水・溢流のおそれがある場合、受託者は、複数ポンプの連続運転による排水能力の確保、閉塞除去の安全な実施、バイパス・仕切弁等の緊急操作（委託者指示に従う）を行う。
- 7 災害時の記録・報告は、実施内容、操作、水位、警報、停電・復電時刻、現地到着時刻、使用資材、残存リスク等を含め、委託者へ報告する。
- 8 重大事案（溢流、長時間停止、機器損傷等）は速やかに口頭報告し、所定の緊急報告書・事後報告書を提出する。
- 9 前各号に基づき委託者の要請又は事前合意により実施した待機、巡回増強、臨時出動、夜間・早朝対応、燃料・消耗品の追加使用等に要した費用は、別途定める単価又は見積により協議のうえ精算する。
- 10 緊急時においては事後報告による承認をもって足りるものとし、当該事後承認は不当に留保されない。

#### 第 14 条の 3（事故の報告）

人身・物損・溢流等の事故が発生した場合は、直ちに口頭で委託者に報告し、24 時間以内に緊急報告書、7 日以内に原因分析・再発防止策を含む事後報告書を提出する。

### 第 4 章 損害賠償・不可抗力

#### 第 15 条（損害の賠償）

- 1 受託者は、本業務の履行に関し、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、自己の責任と負担においてこれを賠償しなければならない。ただし、当該損害が不可抗力、委託者の責、又は第三者の責に帰する事由による場合は、この限りでない。
- 2 前項により発生した争議・請求等については、受託者が誠実に対応し、委託者に迷惑又は損害を及ぼしてはならない。
- 3 受託者が本業務の履行に伴い委託者に損害を与えた場合も、受託者の責任においてこれを賠償するものとする。
- 4 業務に起因して第三者に損害が発生した場合で、委託者が被害者に対して弁済したときは、受託者は委託者が支出した一切の費用を負担しなければならない。
- 5 受託者の本契約に基づく累計損害賠償責任額は、故意又は重過失による場合を除き、当該契約金額を上限とする。
- 6 設計上の瑕疵、経年劣化、不可抗力、第三者の行為、又は委託者の指示・承認に基づく措置に起因して発生した損害は、受託者の責に帰すべき事由から除外する。
- 7 委託者が被害者に対して弁済した場合であっても、前二項の範囲を超える求償は行わない。
- 8 委託者の求めにより、受託者は金銭賠償に代えて合理的範囲で原状回復措置を講じることができる（第 28 条第 7 項参照）。

#### 第 16 条（不可抗力）

- 1 本仕様書において不可抗力とは、地震、台風、豪雨、洪水、津波、火山噴火、戦争、暴動、官公庁の命令その他、予見することができず、かつ通常の注意をもってしても防止することができない事由をいう。
- 2 不可抗力発生期間中は、履行猶予及び期限の延長を認める。
- 3 不可抗力への対応に伴い発生する追加費用の取扱いは、必要性・相当性を確認の上、委託者の負担とする。なお、費用の内容及び精算方法については、双方協議により定める。
- 4 不可抗力の発生及び復旧見込みについて、双方は相互に速やかに情報共有し、影響最小化に協力する。

## 第 5 章 設備・貸与品の管理

#### 第 17 条（設備・備品の使用及び負担区分）

- 1 受託者は、委託業務上必要な附帯施設及び備品類を無償で使用できるものとするが、その使用に関しては善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 2 点検整備及び簡易な修理に使用する工具類、測定器並びに身体に着用しない安全対策器具類は、委託者の負担とする。
- 3 委託者は、業務遂行上必要とする完成図書、工具類、特殊工具等を貸与する。

#### 第 17 条の 2（設備停止・設定変更の許可）

- 1 設備の停止、制御設定（始動・停止水位、遅延タイマ、保護継電器設定等）の変更、仮設電源接続等を行う場合は、事前に委託者の許可を得なければならない。緊急時は事後速やかに報告する。
- 2 実施内容は手順書に基づき記録し、復旧時は原設定への完全復旧を確認する。

#### 第 18 条（異常及び故障の連絡）

受託者は、施設等に異常又は故障を発見した場合には、直ちに委託業務に支障が生じないよう必要な措置を講じるとともに、速やかに委託者に連絡し、その指示に従わなければならない。

#### 第 18 条の 2（環境異常時の対応）

- 1 流入油分、泡立ち、化学物質混入、異常悪臭等が疑われる場合は、安全を最優先に現場状況を確認し、必要に応じて関係機関への連絡要否を委託者と協議する。
- 2 油膜発生や悪臭等の苦情を受けた場合は、発生時刻、風向、気温、状況写真等の証拠を記録し、委託者へ報告する。
- 3 第三者による不適正排出その他第三者起因の事象が疑われる場合は、委託者が関係機関連絡を主導し、原因者負担を基本とする。

#### 第 19 条（貸与品の管理）

- 1 受託者は、委託者の承諾を得て貸与を受けた完成図書、特殊工具等は無償で閲覧及び使用することができる。
- 2 受託者は貸与品台帳を作成し、その保管状況を常に把握・管理するものとする。受託者の故意又は過失により貸与品に毀損、盗難、紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。
- 3 施設等の鍵は委託者が受託者へ貸与する。鍵の管理は厳重に行い、委託者の許可なく第三者へ貸与又は複製してはならない。委託業務が終了した場合は、全ての鍵及び貸与品を速やかに委託者へ返還するものとする。

## 第 6 章 服務規律・管理事項

#### 第 20 条（服務規律）

- 1 配置従事者は受託者の指定する制服を正しく着用し、身だしなみに留意するとともに、胸部に社名及び氏名の名札を着用すること。
- 2 常に礼儀正しく丁寧な言動・態度をもって人に接すること。
- 3 規律ある行動をとること。
- 4 業務実施中に知り得た秘密又は行政事務に関する事項を他に漏らしてはならない。

#### 第 21 条（業務引継ぎ）

- 1 受託者は、契約の日から委託期間の開始日の前日までは業務の習熟期間とし、委託者から現地指導による業務の引継ぎを受けなければならない。引継ぎ期間は協議により定める。
- 2 受託者は、当業務の委託期間満了前に、委託者の立会いのもと、委託者が指定する次期受託者への業務引継ぎ（引継ぎ書及び現地指導による）を行い、業務に支障をきたさないようにしなければならない。

- 3 引継ぎに係る合理的費用は委託者の負担とし、受託者は見積書に基づき委託者と協議のうえ精算する。

#### 第 22 条（委託期間満了後の措置）

- 1 受託者は、委託期間が満了した場合、貸与された施設等について、委託者の立会いのもとで速やかに原状に復して返還しなければならない。ただし、経年劣化による損傷は除く。
- 2 運転データ、日誌、点検記録、図書、鍵類等は完全に返還し、受託者側に残存する複写データ・媒体は委託者の指示に従い消去・廃棄する。
- 3 前項の返還・消去の方法（媒体、フォーマット、消去証明）及び費用負担は、事前に双方協議のうえ定める。
- 4 監査・法令対応のため受託者が一定期間保管を要する場合は、その範囲・期間・保管方法を委託者と協議し、目的達成後に速やかに廃棄する。
- 5 返還・消去の期限は、原則として委託期間満了日から 30 日以内とする。

### 第 7 章 監督・受託会社要件

#### 第 23 条（守秘義務）

受託者は、本施設及び本業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約の解除後及び契約の終了後も同様とする。

#### 第 24 条（個人情報の取扱い）

- 1 受託者は、業務の実施にあたり、個人情報を適正に取り扱うこと。
- 2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約満了又は解除後も同様とする。
- 3 受託者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知すること。
- 4 受託者は、業務を実施するために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集すること。原則として本人から直接収集し、本人以外から収集する場合は本人の同意を得ること。ただし、委託者の承諾があるときはこの限りでない。
- 5 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、当該個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 6 受託者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他安全確保の措置を講じること。
- 7 受託者は、委託者から引渡しを受けた個人情報記録媒体等を、委託者の指示又は承諾なく複写又は複製してはならない。
- 8 受託者は、委託者から引渡しを受け、又は受託者が収集若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約満了又は解除後、直ちに委託者に返還又は引き渡すこと。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従う。

- 9 受託者は、個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。契約満了又は解除後も同様とする。
- 10 委託者は、受託者が取り扱っている個人情報の状況について、随時立入調査することができる。
- 11 委託者は、前項の立入調査に際して受託者の個人情報・営業秘密を不当に収集又は第三者提供してはならず、本条に定める水準で保護する。

#### 第 25 条（受託者による提案及び設備の設置・改良）

- 1 受託者は、施設・設備の改善及び業務の効率化・管理運営方策に関し、委託者に提案することができる。必要がある場合に限り、委託者の承認を得て、受託者の負担で監視カメラ等の設備の設置、施設の一部変更又は改良を行うことができる。
- 2 前項に基づき設置・変更・改良等を行った場合は、その要点を委託者に報告すること。これに起因して施設の破損・事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- 3 契約終了の際は、自己の責任と費用により原状回復すること。ただし、委託者及び受託者が協議して別途定めた場合はこの限りでない。
- 4 第 1 項において、受託者が委託施設に設置した設備の所有権は受託者に帰属する。
- 5 委託者が行う施設の改造・修理等において、前記の設置又は改良が支障となる場合、受託者は自己の責任と費用負担により、委託者が指定する期間、一時的な撤去又は原状回復等を行わなければならない。

#### 第 26 条（監督員）

- 1 委託者は、本業務の適正な履行を確保するため、監督員を置き、業務の指示、監督及び確認を行う。
- 2 受託者は、本仕様書に定める業務範囲内で監督員の行う指示又は指導に従い業務を遂行しなければならない。
- 3 受託者は、監督員から資料の提出、説明又は実施状況の報告を求められた場合には、速やかに応じなければならない。
- 4 監督員は、必要と認める場合には、業務の一時中止若しくは変更を指示することができる。受託者は、この指示に従わなければならない。
- 5 監督員の指示に疑義がある場合、受託者は、委託者と協議のうえ確認を行うものとする。

#### 第 26 条の 2（監督員指示に伴う変更・中止時の費用精算等）

- 1 監督員の指示により業務の内容・範囲が変更され、又は一時中止・再開が生じた場合は、当該変更により生じる追加又は減額の費用、工期・スケジュールへの影響について、双方協議のうえ見積精算する。
- 2 前項の協議が緊急を要する場合、受託者は委託者の口頭又は電子的承認をもって着手できるものとし、事後速やかに書面化する。

#### 第 26 条の 3（検収・支払）

- 1 本業務の検収は、月次の報告書類（第 9 条）提出後、委託者の受領・承認をもって完了したものとする。

- 2 支払は、検収月の翌月末日（銀行営業日）までに行う。不備がある場合は具体的指摘及び是正期間を付与し、是正後に検収とする。
- 3 本条と契約書の支払条項が抵触する場合は、契約書の定めを優先する。

#### 第 27 条（損害保険）

- 1 受託者は、契約書に定める損害賠償責任に対応するため、自らの負担により下表の条件を満たす損害賠償保険に加入しなければならない。
- 2 受託者は、当該保険の保険証券（又は写し）を契約締結時に委託者へ提出し、更新その他保険内容に変更があったときは、速やかに委託者へ届け出なければならない。
- 3 保険の支払限度額を超える損害について、受託者は故意又は重過失による場合を除き賠償責任を負わない。

【表－損害保険】

区分	補償内容	てん補限度額
賠償責任保険 （対人・対物）	請負業務の遂行中に他人の生命・身体に害し、又は財物を損壊したことにより、被保険者が負担すべき法律上の賠償責任を補償するもの	対人：1 億円以上／1 名 対人：1 億円以上／1 事故 対物：1 億円以上／1 事故
受託物・施設 損害保険 （対物）	請負業務の遂行中に業務上の不注意によって施設・設備等が被る損害を補償するもの	対物：1 億円以上／1 事故

#### 第 28 条（損害賠償の補足）

- 1 受託者は、その責に帰する理由により、業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の賠償額のうち、委託者の指示その他委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が委託者の責に帰すべき事由があることを知りながら通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務遂行上通常避けることのできない騒音、振動、臭気等により第三者に損害が生じ、賠償が必要となるときは、委託者が賠償額を負担する。
- 4 委託者又は受託者が第三者から賠償請求を受けたときは、直ちに相手方に報告するものとする。
- 5 委託者又は受託者が第三者と和解するときは、相手方に事前に報告するものとし、その結果についても速やかに報告する。ただし、和解条件に秘匿条件がある場合はこの限りでない。
- 6 第三者との間に紛争が生じた場合は、委託者と受託者が協力して処理解決にあたるものとする。
- 7 第 1 項により受託者が委託者に損害賠償する場合、委託者が指定するときは、受託者は金銭賠償に代えて原状回復の措置を講じなければならない。
- 8 受託者は、損害賠償額を補填できる損害賠償保険（前条の保険）に加入すること。
- 9 受託者は、契約締結後、加入した保険の証明書又は証書の写し等を委託者に提出すること。

#### 第 29 条（受託会社の要件）

受託者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 3 条に定める登録要件を満たし、同規程に基づく下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けている者でなければならない。受託者は、契約締結時に当該登録を証する書類（登録証明書等）を提出しなければならない。

#### 第 30 条（設備台帳）

- 1 受託者は、本業務の履行に必要な設備の管理状況を適正に把握するため、対象施設に係る設備台帳を作成し、常に最新の状態に維持しなければならない。
- 2 設備台帳には、設備名称、型式、仕様、設置年月及び管理上必要な事項を記載するものとする。

#### 第 31 条（反社会的勢力の排除）

- 1 受託者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、また反社会的勢力と関係を有しないことを保証しなければならない。
- 2 受託者は、次の各号のいずれにも該当しないことを保証する。
  - (1) 反社会的勢力が経営に関与していること
  - (2) 反社会的勢力が法人の実質的支配者であること
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金・便宜を提供していること
  - (5) 役員・従業員が反社会的勢力に該当すること
- 3 受託者が本条に違反した場合、委託者は催告なく契約を解除できるものとする。
- 4 前項により契約を解除したことにより受託者に損害が生じても、委託者は一切の責任を負わない。
- 5 本条の違反により委託者に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## 第 8 章 雑則

#### 第 32 条（雑則）

本仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者が協議のうえ合意した範囲に限り、委託者の指示に従うものとする。指示されない場合であっても、運転操作上当然必要な業務については、良識ある判断に基づき運転操作を行い、速やかに委託者に報告するものとする。

#### 第 33 条（疑義の解決）

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。